

平成 24 年 3 月 30 日

各 位

大 阪 市  
契 約 管 財 局

### 公共工事の前払金制度の改正について

大阪市では、平成24年度から本市発注工事において、工事請負事業者の方の円滑な資金調達を支援するため新たに中間前払金制度を導入いたします。併せて、適正な施工監理の実施を目的として債務負担行為工事において、原則、前払金の支払いを会計年度ごとに行う年度分割化を実施することとしましたのでお知らせします。

なお、このたびの改正については、平成24年4月1日以降の発注工事（公告、指名、見積依頼）が対象となります。

## 1. 中間前払金制度について

### (1) 制度の概要

中間前払金制度は、契約当初の前払金(当該年度出来高見込みの4割)に加えて、工期の半ばで追加して前払金(当該年度出来高見込みの2割)を支払う制度です。

支払にあたっては、当初の前払金と同様に、「公共工事の前払金保証事業に関する法律」に基づく保証事業会社の保証が必要となります。

### (2) 中間前払金の割合

請負代金額(債務負担行為工事については、原則、各会計年度の出来高予定額。以下同じ。)の2割以内で最高限度額は1.5億円とします。ただし、当初の前払金と合計して請負代金額の6割を超えることはできません。

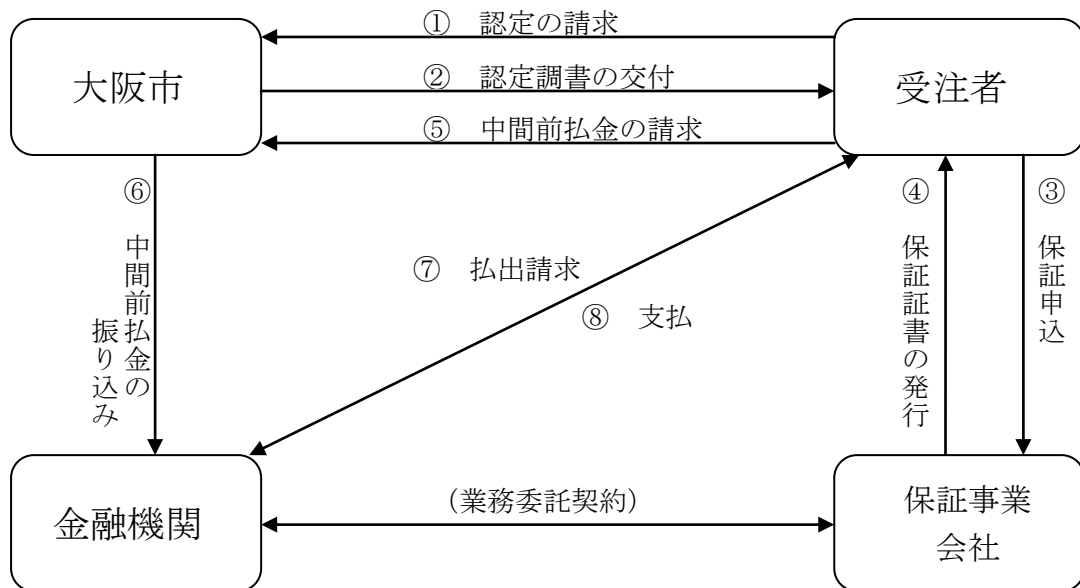
### (3) 中間前払金の対象となる工事

中間前払金は、既の前払金の支払を受けている工事について、次の条件をすべて満たしているときに支払います。

- ① 工期の2分の1を経過していること
- ② 工程表により工期の2分の1を経過するまでに実施すべきものとされている当該工事に係る作業が行われていること
- ③ 既に行われた当該工事に係る作業に要する経費が請負代金額の2分の1以上の額に相当するものであること
- ④ 当該工事において、部分払の請求がされていないこと (※)

- 〔※1 債務負担行為工事の場合は、当該会計年度に係る部分払の請求がされていないこと。〕  
 〔※2 中間前払金が支払われた後の部分払いについては請求可能。〕

(4) 中間前払金の請求手続き



- ① 受注者は、認定請求書（様式1）に工事履行報告書（様式2）を添付して大阪市へ提出し、中間前払金に係る認定の請求を行ってください。
- ② 大阪市は、認定請求書を受け取ってから速やかに認定調書（様式3）を交付します。ただし、進捗額の調査の結果、中間前払金を支払うことができる要件を具備していると認定できないときは、認定調書を交付しません。  
 なお、工事履行報告書に記載された進捗率の数値に疑義がある場合は、当該数値の根拠となる資料の提出を求めるともあります。
- ③ 受注者は、認定調書（様式3）の交付を受けたときは、その認定調書を添えて保証事業会社に中間前払金保証の申込みをしてください。
- ④ 受注者に対し、保証事業会社から保証証書が発行されます。
- ⑤ 受注者は、前払金申請書類に保証証書を添えて、大阪市へ中間前払金の請求をしてください。
- ⑥ 大阪市は、受注者の預託金融機関（前払金専用口座）に、請求を受けた日から14日以内に中間前払金を振り込みます。
- ⑦ 受注者は、預託金融機関へ払出の請求をしてください。
- ⑧ 受注者に対し、中間前払金が払い出されます。

## 2. 前払金支払の年度分割化について

### (1) 年度分割の対象となる工事及び前払金の支払方法

従来、本市における工事の前払金は、それが複数年度にわたる債務負担行為工事であっても、契約初年度に全請負代金額の4割（工事の用に供することを目的とする機械類の製造は3割）を一括して支払っていましたが、債務負担行為に基づく工事又は工事の用に供することを目的とする機械類の製造に係る契約については、原則、前払金を会計年度ごとに分割して支払います。

この場合、会計年度ごとの前払金は、債務負担行為の年割額に応じた出来高予定額に対して支払うこととなります。また、前払金の最高限度額は、会計年度ごとに3億円（中間前払金は1.5億円）となります。

ただし、会計年度の第4四半期に契約を締結する案件については、原則、契約締結年度の翌会計年度の出来高予定額を含めた額に対して前払金を支払います。

なお、工事の設計若しくは調査又は測量に係る契約については、年度分割の対象とはなりません。

### (2) 2年度目以降の当初前払金の支払

契約締結年度の翌年度以降については、前会計年度末における出来高が前会計年度までの出来高予定額に達しなければ、前会計年度までの出来高予定額に達するまで当該会計年度の前払金を支払うことはできません。

出来高予定額に達していることについては、会計年度末において部分払の確認のための既済部分に係わる検査を行った場合は当該検査により確認し、行わなかった場合には当該検査に代えて中間前払金の認定手続と同様の方法により確認することとなります。

### (3) 入札公告等及び契約書への記載

債務負担行為工事で年度分割を実施する案件については、設計図書の特記仕様書によりその旨を明示し入札参加事業者にお知らせします。

また、契約約款の一部として、債務負担行為に基づく契約における特約条項を設けて契約書に添付します。

## 3. 根拠規定

「公共工事の前払金に関する規則」

「公共工事の前払金取扱要項」

## 認定請求書

平成 年 月 日

(あて先) 各 主 管 局 長

所在地

受注者 商号又は名称

代表者職氏名



下記の工事について（中間）前払金の請求をしたいので、要件を具備していることを認定されたく請求します。

### 記

工 事 名	
工 事 場 所	
工 期	平成 年 月 日 から 平成 年 月 日 まで
請 負 代 金 額 (当該会計年度の 出来高予定額 ※)	金 円 ( 金 円 ※)
摘 要	平成 年度 (当初・中間) 前払金

- (注) 1 認定資料として様式2の工事履行報告書もしくは工事請負契約書第12条に基づく工事履行報告書を添付してください。
- 2 「工期」・「請負代金額」とも契約変更があった場合は変更後について記入してください。
- 3 ※欄は債務負担行為に基づく契約における特約条項がある場合にのみご記入ください。  
ただし、今年度当初に前年度までの出来高予定額について部分払を行った場合は、当該超過額を控除してください。
- 4 「摘要」欄には請求年度を記入し、請求する前払金の種類に○をしてください。

(様式2)

# 工事履行報告書

平成 年 月末現在

受注者及び

現場代理人：

工 事 名			
契約金額(年割額)	円 ( )		
工 期	平成 年 月 日から平成 年 月 日		
月 別	予 定 工 程 工種(または工事内容) % [ ] [ %]	実 施 工 程 % (※)	備 考
平成 年 月		% ( )	
平成 年 月		% ( )	
平成 年 月		% ( )	
平成 年 月		% ( )	
平成 年 月		% ( )	
平成 年 月		% ( )	
平成 年 月		% ( )	
平成 年 月		% ( )	
平成 年 月		% ( )	
平成 年 月		% ( )	
平成 年 月		% ( )	
平成 年 月		% ( )	
平成 年 月		% ( )	
平成 年 月		% ( )	
平成 年 月		% ( )	

- 注1) 予定工程は完成までの月間予定として作業工種と工事進捗率を記入。  
なお、工種が多い場合は、施工予定位置(数量含)と工種をまとめて表現できる内容を記入。  
また、[ ]には変更後の工程を記入。
- 注2) 実施工程は当該報告月までの工事進捗率を記入し、※には、予定工程と実施工程の差とその理由等を記入。
- 注3) 複数年契約は契約金額欄に特約条項の各年出来高予定額(消費税等の額含む)を記入。

監督職員	補助監督員	監督補助者

## 認定調書

平成 年 月 日

様

各 主 管 局 長 ④

下記の工事についてその進捗を調査したところ、(中間)前払金をすることができる要件を具備していることを認定します。

### 記

工 事 名	
工 事 場 所	
工 期	平成 年 月 日 から 平成 年 月 日 まで
請 負 代 金 額 (当該会計年度の 出来高予定額 ※)	金 円 ( 金 円 ※)
摘 要	平成 年度 (当初・中間) 前払金

- (注) 1 「工期」・「請負代金額」とも契約変更があった場合は変更後の工期・金額を記入  
2 ※欄は債務負担行為に基づく契約における特約条項がある場合にのみ記入(ただし、今年度当初に前年度までの出来高予定額について部分払を行った場合は、当該超過額を控除した額)  
3 「摘要」欄には請求年度を記入し、請求する前払金の種類に○をすること